

こども相談センター（児童相談所）の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条第1項に基づいて設置された児童福祉行政の第一線機関で、18歳未満のこどもに関する相談を受け、児童福祉法及び児童虐待防止法等に基づき、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置、一時保護などの業務を行う。また、こども相談センターの一時保護所入所児童への医療的ケアを行うとともに、被虐待児童等への医学的診断を行うため診療所機能を設置している。

児童虐待相談をはじめ、年々増加する傾向にある相談に、迅速かつ的確に対応するため、相談体制の強化や専門性の向上に努めるとともに、不登校児童等への支援の充実を図っている。

児童虐待相談については、24時間・365日対応で通告・相談を受ける「児童虐待ホットライン」をこども相談センター内に設置するとともに、受け付けた通告・相談に対して、迅速な児童の安全確認を行うため、大阪府警OB（7名）（虐待対応協力員・非常勤嘱託）と職員の日直・宿直により、休日・夜間を含めた安全確認体制をとっている。消防とも連携し、虐待の早期発見、対応に努めている。

また、虐待対応を中心にケースの組織的判断・進行管理の徹底を行うとともに、各区保健福祉センター子育て支援室をはじめとする関係機関との連携を密に行うことにより、児童虐待防止ネットワークの強化を図っている。

ア こども相談センターの業務・機能

相談	児童に関する問題について、家庭その他の相談に応じている。
調査・診断・判定	児童やその家庭について、必要な調査を行い、また解決の方法を見いだすため、医学的、心理学的、社会学的、教育学的、及び精神保健上の判定（治療）を行っている。
指導（治療）・措置	相談・調査・判定の結果、必要に応じて指導（治療）を行い、また、児童を児童福祉施設に入所（又は通所）させ、あるいは里親等に委託して児童の健全な育成を図っている。
一時保護	緊急に児童の保護を要する場合、あるいは、児童の行動観察が必要な場合、又は児童の指導（治療）上、短期の入所保護が必要とされる場合、これらの児童について一時保護を行っている。
児童虐待への対応	児童虐待の通告を受け、必要に応じて安全確認や立入調査等の対応を行っているほか、介入後の家族再統合等の援助を実施している。
民法上の権限	親権者に対する親権停止・親権喪失等の審判の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。
区子育て支援室等の援助機能	区保健福祉センター子育て支援室等における児童家庭相談への対応について、区相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行う。
家庭、地域への援助	児童の健全育成・児童養育を支援するため、児童の福祉に関する多様なサービスの調整を行う。また、児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発や関係機関ネットワークへの支援・研修を実施する。

イ 相談の種類と主な内容

相 養	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する行為に関する相談。
談 護	里親に関する相談	養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組などに関する相談。

	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人のいない児童等環境的問題を有する児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	家出、外泊、深夜徘徊、シンナー吸入、怠学、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為や問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があつたと思料されるが警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	窃盗、傷害、放火など触法行為があつたとして警察署から法第 25 条による通告や送致のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあつた児童に関する相談。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、ひきこもり、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談 (教育相談を除く)	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞのところに分類する。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞、学習障がいや注意欠陥多動性障がい等を有する児童等に関する相談。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	自閉症相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状の児童に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
教育相談	教育相談	不登校やいじめなど、学校教育に関わることもや保護者の相談。 (こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進め、こどもや保護者等のニーズや利便性の向上に応じた相談を進める)
	特別支援教育相談	障がいのあるこども、特別な支援が必要となる可能性のあるこどもの就学や進学、学校での指導や配慮など、特別支援教育に関する相談。
	スクールカウンセラーによる相談	全市立中学校にスクールカウンセラーを配置（一部の小学校にも派遣）して行う不登校やいじめなどを中心にした学校教育に関する相談。
	電話教育相談	不登校、いじめなど、こどもの学校教育に関する問題について相談。 (こどもや保護者が相談しやすい土曜・日曜日を含めて 24 時間対応できる相談体制を整備)
	メール教育相談	不登校やいじめ等の悩みについて、電子メールを活用した相談。

ウ 特別事業（各種相談に関連した事業）

言語発達や情緒発達等に課題のあるこどもを対象とした親子通所訓練事業、重症心身障がい児（者）を対象とした訪問指導やひきこもり傾向の強い不登校児童に対して大学生を派遣する「メンタルフレンド訪問援助事業」等を行う。